



令和4年6月

農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和4年6月27日(月) 午後13時30分開会  
場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 17番 齊藤 正人 委員  
議席番号 19番 清水 敏明 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に  
ついて



## 別紙

出欠	議席 番号	氏名	備考
出席	1	飛澤 正志	
出席	2	高橋 政宏	
出席	3	高澤 富士子	
出席	4	小野沢 純夫	
欠席	5	栗林 俊男	
欠席	6	増山 正一	
出席	7	小林 喜代春	
出席	8	清水 勝	
出席	9	春日 孝利	
出席	10	中原 義行	
出席	11	沼田 浩子	
出席	12	佐藤 弘子	
出席	13	石田 慶子	
出席	14	足立 久子	
出席	15	小林 嘉之	
出席	16	酒井 智恵子	
出席	17	齊藤 正人	
出席	18	廣瀬 公一	
出席	19	清水 敏明	
出席	20	松永 晋一	



事務局長	<p>お疲れ様です。ただいまより6月の農業委員会総会を始めさせていただきます。6月ではありますが、暑い日が続いていまして梅雨があけたということでございます。会場内空調がきておりますけれども、水分補給をしながら会議を進めていただければと思います。それでは会長挨拶。松永会長お願いいたします。</p>
会 長	<p>ご苦勞様でございます。今局長から申されたように、今日梅雨明けだということでございますが、場合によれば梅雨がなかったという年になるかもしれません。先の予報を聞きますと、9月までは非常に暑いということです。そのことから作物の暑さ対策を念頭におきながら万全の管理をお願いしたいと思います。人間の方も万全の対策をして熱中症にならないようにお願いしたいと思います。6月15日に県の年金協議会の総会がございました。その中で今年の方針が出されましたのでお伝えします。前々から全国13万人達成運動をということで進めていたわけですが、それが達成されたので、今度は15万人達成を引き続きやるということでございます。前にもお話いたしました、農業者にも勤め人並みの年金をということで、農業者からの希望でこういう制度ができましたが、農水省もその割には加入者が少ないのではないかと今でも発破をかけられ、達成運動を進めてきたわけです。そんなことで13万人を達成し、今度新たに15万人ということで長野県も年次計画の割り振りを受けまして、令和4年度の県の目標は156人ということでございます。年齢のいった人はだいたい一回りしたのではということで、20才から39才までの若い人たちを93人、そのうちの女性が42人で、若い農業者の奥さんと女性を中心に推進するように。ということです。飯山市には2人の割り当てがきています。内訳は若い人が1人、女性が1人。2人決まれば達成となりご褒美がでるというわけです。今年から市町村別目標全体20才～39才女性、この3つを達成した場合は各2万円を交付するとなっているので、3つを達成すると6万円交付となるわけです。それから推進ですが、加入推進名簿に基づいて計画的な推進を図るため、関係者と事務局と打ち合わせを行ったうえで、新たな対象者に対して個別訪問活動を行った場合は、一日というか1回3千円を交付するということの新たな今年取り組みになりました。目ぼしい人がいる場合は自分ですぐに訪ねるのではなく事務局と相談して、推進計画の中にその人を名簿に入れてもらい、それから推進してもらえれば3千円交付されますのでよろしく願います。新規就農者や後継者の皆さんがいると思われるので、掘り起こしていただいて達成していただくようお願いいたします。議題の中にありますが、7月8日が農地パトロール月間となっております。暑い時期でございますので、十分に暑さ対策をしながら、割り当てられた期間内に調査を終了するようにご協力をお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局より経過報告をお願いします。</p>



	<p><b>【事務局より資料に基づき経過報告】</b></p>
議 長	事務局より欠席委員の報告をお願いします。
事務局	欠席委員は増山委員・栗林委員です。
議 長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。 それでは、議席番号17番 齊藤委員さん、19番 清水委員(代理)さんをお願いいたします。 これより、農地議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第3条の許可申請は7件です。 議案第1号について、受付番号11番から15番は所有権の移転に関する件 受付番号16番17番は貸借権の設定になります。</p> <p><b>【 所有権移転 受付番号11番～15番 貸借権設定 受付番号16番～17番 議案書をもとに朗読と説明 】</b></p> <p>ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。</p>
20番	<p><b>11番補足説明</b> 父親の〇〇さんは長野で自営業をしていたが、高齢でやめられたということです。特に問題はありません。</p>
議 長	12番13番補足説明をお願いします。
15番	12番の譲渡人と譲受人の方は同じ地区に住んでいます。〇〇さんはすでにアスパラガスを耕作してします。13番ですが、〇〇さんが〇〇さんの家を購入され〇〇さん所有の農地も譲り受けるということです。2件については問題ないと思います。
20番	<p><b>14番15番補足説明</b> 14番譲受人の〇〇さんの畑とは1枚挟んだ隣の畑です。現状は荒れてい</p>



	ますが、問題はないと思います。15番は住宅付きの土地ということで特に問題はないと思います。
議長	16番補足説明をお願いします。
19番	〇〇さんは20年以上前に長野市に転出されましたが、実家そのままあり、たまに耕作に帰って来ているそうです。今回親戚の〇〇さんの野菜を作っていたわけですが、今後を考えて賃貸借契約をする中で、一緒に協力をしていこうという話になりました。畑は起こしてあり問題はないかと思っています。
議長	17番補足説明をお願いします。
15番	借人の〇〇さんには行きましたが、担当者には会えませんでした。現状は確認しました。ヨシの発生した畑と水田です。先日の視察のとおり麦を蒔くということで、これから耕作されると考えられます。
議長	それでは推進委員の皆さまにお聞きします。全体を含めてご意見がございましたらお願いします。  他ご意見ご質問がありましたらお願いします。
12番	最近贈与という形で農地が動きますが、11番のように大きな土地になると、贈与税などはかかってくると思われれます。今回0円で動きますが贈与税など考えているのでしょうか。
議長	税務署の査定はされます。固定資産税の何倍とかですね。生前贈与と相続と税率違うのかな？
事務局	控除額が違います。そういうことまで考えているかと思えますし、こちらがそこまで指導することではないと思っています。
10番	合法的な贈与の場合、譲受人が問題のある人だったらどうなるのですか。
議長	農業委員会としては、細かい家庭事情などのほかの事情は関係ありません。譲受人がしっかりと耕作するのであればいいです。
議長	他ご意見ご質問がありましたらお願いします。 ないようですので採決を取ります。原案のとおり賛成の方は挙手願います。  (全員挙手)



	<p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。</p> <p>次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条の許可申請は3件。 【受付番号 4番～6番 議案書をもとに朗読と説明】</p>
議長	<p>ありがとうございました。 4番の補足をお願いします。</p>
12番	<p>うまく話が進みました。お願いします。</p>
議長	<p>5番補足説明をお願いします。</p>
19番	<p>現在旧柳原小学校跡地の団地に実家があります。現状畑になっているが問題ないと思います。</p>
議長	<p>6番補足説明をお願いします。</p>
15番	<p>譲渡人の〇〇さんは、畑でアスパラを作っていましたが、今は更地になっています。両者には会えなかったのですが現状を確認しました。問題はありません。</p>
議長	<p>農振除外案件ですね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
議長	<p>ご意見ご質問ありましたらお願いします。 ないようですので採決をいたします。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。</p>



<p>事務局</p>	<p>【 貸借 (中間管理) 受付番号 177番～202番                  貸借 (経営基盤法) 受付番号 203番～207番                  所有権移転 (経営基盤法) 受付番号 208番～209番                  議案書をもとに朗読と説明】</p> <p>以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に報告事項に入ります。                  報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」は、報告事項ですのでそれぞれお読みいただいて、何かご質問があればお願いします。</p> <p>よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。</p>





以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 \_\_\_\_\_ 松永 晋一

17番 \_\_\_\_\_ 齊藤 正人

19番 \_\_\_\_\_ 清水 敏明